

ゴールデンルート等からの外国人旅行者誘致促進委託業務 参加仕様書

1 委託業務の目的

「業務仕様書 1 業務の目的」のとおり。

2 委託業務の内容 ※業務仕様書参照

- (1) 委託業務名：ゴールデンルート等からの外国人旅行者誘致促進委託業務
- (2) 委託期間：契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで
※ 令和6年4月1日（月）以降早期の契約締結を想定。
- (3) 契約上限額：35,813,342円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

次の（1）～（4）に掲げる条件をすべて満たした者とします。

共同事業体による参加も可能ですが、その場合は各構成員が条件を満たす必要があります。この場合、構成員単体が重複しての参加はできません。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

4 企画提案資料その他必要書類

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）及び添付書類：1部
- (2) 委任状（第2号様式）：1部 ※必要な場合
- (3) 共同事業体協定書兼委任状（第3号様式）：1部 ※必要な場合
- (4) 企画提案書（任意様式）：8部

A4判にて表紙も含め15ページ以内（両面とじ）としてください。

企画提案書には、提案内容を具体的に記載し、また、提案内容については、以下（ア）～（オ）に掲げる点を必ず記載することとしてください。

- （ア）業務仕様書「3 業務内容」「（1）特集ページの制作及び記事の掲載」

① 制作する特集ページ及び掲載する記事に関し、ウェブサイト上のレイアウトや三重県の観光の魅力を効果的に伝えるための工夫。

※ 後者の工夫としては、例えば、訪日旅行者向け記事を執筆した経験が豊富なライターの利用の有無、ネイティブライターの利用の有無、現地取材の実施の有無、過去に実施した類似業務の検証結果の活用、などが考えられます。

② 制作すべき記事の概要（2本）。

※ 業務仕様書「(1) 特集ページの制作及び記事の掲載」「(イ) 記事の制作」に記載する記事のうち、次の2本の記事概要を記載してください。

- ・ 三重県の食をテーマとする記事
- ・ 紀伊半島の周遊をテーマとする記事

(イ) 業務仕様書「3 業務内容」「(2) 広告の配信」

① 市場ごとのターゲットの絞り込み内容及び広告配信時期。

② 広告配信のインプレッション数、クリック数その他広告配信の結果として見込める数値。

(ウ) 業務仕様書「3 業務内容」「(3) OTA への登録・運用支援」

○ 登録手続き等のサポートとして実施する内容。

(エ) 業務仕様書「3 業務内容」「(4) 効果測定等」

○ 定期報告の内容。

(オ) その他

○ 連携する OTA について、三重県内における宿泊及び県内宿泊施設の登録を促進するうえで強みとなる点（連携先として選択した理由）。

○ 業務の実施体制に関し、主たる担当者や特集ページ制作者・記事執筆者を含む個別の担当者について、経験や実績など、当該業務を遂行する上で強みとなる点。

○ 月単位で記載した業務の実施スケジュール。

(5) 提案事業者の概要書 : 8部

A4判1枚又は2枚（両面綴じ）とし、次の項目を含めてください。

- ① 組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数など）
- ② 組織体制（部門・部署、事務所・事業所など）
- ③ 沿革等

(6) 見積書 : 8部

A4判1枚又は2枚（両面綴じ）とし、次のとおり作成してください。

- ① 様式に定めはないが、別添業務仕様書の内容に沿って作成すること。
- ② 単価・数量を示すなど、できる限り積算根拠を明確にすること。
- ③ 金額は、消費税及び地方消費税（相当額）を除いた金額（契約希望金

額の 110 分の 100) とそれらを含んだ金額の両方を記載すること。(契約金額に 1 円未満の端数が生じたときは、切り捨てとします。)

5 提出方法等

(1) 提出期間

(ア)「4 (1) ~ (3)」の書類

令和 6 年 3 月 8 日 (金) 10 時まで (必着)

(イ)「4 (4) ~ (6)」の書類

令和 6 年 3 月 25 日 (月) 9 時~正午 (必着)

※ いずれも、提出期間外に提出されたものは受け付けません。

(2) 提出場所

〒514-8570

三重県津市広明町 13 番地

三重県 観光部 海外誘客課 担当 東、竹内

電話 : 059-224-2847

F A X : 059-224-2801

E-mail : inbound@pref.mie.lg.jp

(3) 提出方法

(ア) 次の①~③のいずれかによるものとします。

① 持参

② 受取確認を伴う郵便や民間事業者の信書便による送付

③ 電子メール

※ ただし、③による方法は (1) (ア) の「4 (1) ~ (3)」の書類のみが対象です。書類の原本は、別途、令和 6 年 3 月 14 日 (木) までに提出してください。

(イ) 留意事項

上記②又は③の方法で提出する場合は、担当者に電話にて必ず受理の確認をしてください。

(4) その他

企画提案コンペ参加資格確認の結果通知は、令和 6 年 3 月 21 日 (木) 17 時までに行います。

6 企画提案コンペの内容に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和 6 年 2 月 29 日 (木) から令和 6 年 3 月 5 日 (火) 正午まで

(2) 質問の提出方法

文書 (A 4 任意様式) にて行うものとし、5 (2) の提出場所まで、持

参又は電子メールにより提出するものとします。電子メールの場合は、電話等により担当者まで着信を確認してください。

なお、文書には、事業者名・担当所属名・担当者名・電話・電子メールアドレスを記載してください。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る仕様や条件、応募手続き等に関する事項とし、他の応募者の状況や積算に関する内容等には回答しません。

(4) 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、原則として令和6年3月7日(木)正午までに、三重県ホームページに掲載します。

7 企画提案コンペの実施手続き等

(1) 手続き

別に設置する「ゴールデンルート等からの外国人旅行者誘致促進委託業務企画提案コンペ選定委員会」において、提案者の企画提案資料に基づくプレゼンテーションを実施し、最優秀提案1件を選定します。

ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、選定した優秀提案者のみによるプレゼンテーションとする場合があります。

(2) プレゼンテーション

以下①～③のとおり実施しますが、実施日時等詳細は、別途、提案者に通知します。

①開催日時 令和6年3月26日(火)13時15分～(予定)

②開催場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁内会議室
オンラインにより実施予定

※ 原則として事前に接続テストを行います。

③その他 プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書、見積書に基づき行うものとし、画面共有は行わないものとします。

※ 提出していない資料は使用できません。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者に通知するとともにホームページにて公表します。

※ 当該企画提案コンペによる最優秀提案者決定の効果は、令和6年度三重県当初予算発効時において生じます。

8 最優秀提案の選定・評価方法

(1) 選定方法

書類審査及びプレゼンテーションを実施し、選定委員会が評価点方式に

より順位付けを行い、最高得点を獲得した者を最優秀提案として選定します。

なお、最低制限基準点（満点の 60%）未満の提案については、落選とします（1 者提案であっても同様）。

（2）評価基準

以下の項目及び配点により、企画提案内容を総合的に評価して選定します。

① 的確性：5 点

- ・ 業務仕様書に沿って具体的に記載されているか。
- ・ ゴールデンルートや関西圏からの三重県内への宿泊を誘導するための方策が提案されているか。

② 企画性（OTA の選択）：5 点

- ・ 連携する OTA は、ターゲット市場において利用者数が多いこと、また、三重県内の登録宿泊施設数が一定数確保されていることや登録手数料その他の利用料が OTA を活用するうえで大きな妨げにならず今後の登録が見込まれること等の観点から適切に選択されているか。

③ 企画性（特集ページ・記事）：5 点

- ・ 制作する特集ページ・記事は、訪日外国人旅行者の興味・関心を喚起できる魅力的なものといえるか。
- ・ 上記の他、特集ページは、興味・関心を抱いた外国人旅行者が宿泊施設を容易に検索できる仕組みが備わっているなど、宿泊予約につなげるための効果的なウェブサイトとなっているか。

④ 企画性（広告配信）：5 点

- ・ ターゲットの絞り込みや配信時期など広告配信の運用は、対象市場の訪日外国人旅行者に対して効果的にアプローチできるものといえるか。

⑤ 企画性（登録サポート）：5 点

- ・ 登録手続き等のサポートは、三重県内の宿泊施設による OTA への登録や活用を促すうえで有効な支援といえるか。

⑥ 企画性（効果測定等報告）：5 点

- ・ 効果測定等のため三重県に報告する内容は、広告配信の運用結果や予約実績など業務の効果を測り、広告配信計画を見直すうえで有効なものといえるか。

⑦ 業務実施体制：5 点

- ・ 業務を実施する担当者（連携する OTA 側の担当者は除く。）は、その実績・経験等の点で、適任といえるか。

⑧ 経済合理性：5 点

- ・ 見積書の積算において、単価・数量など、根拠は明確であるか。
- ・ 費用対効果の観点から見積もりは合理的であるか。

9 契約方法に関する事項

- (1) 最優秀提案者と、その提案内容を踏まえ、委託契約を締結します。
- (2) 最優秀提案者は、契約前に①～③の資料を提出してください。
 - ①および②については、納税確認を行います（三重県税又は地方消費税を滞納している者とは契約できません。）。
 - ① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
 - ② 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
 - ③ 契約保証金の免除に関して、「過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第4号様式）」 ※該当ある場合
- (3) 契約条項は、業務委託契約書（案）のとおりとします。
- (4) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りま）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (5) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数が生じたときは切り捨て）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。
- (6) 契約代金の支払い方法及び支払い時期
契約条項の定めるところによります。
- (7) 契約は、三重県観光部海外誘客課において行います。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ③ 発注所属に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12 その他

- (1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 企画提案コンペの審査・結果に関する異議申立ては受け付けません。
- (3) 企画提案に必要な費用は、各提案者の負担とします。
- (4) 成果物の著作権は、三重県に帰属するものとします。
- (5) 提出のあった企画提案資料その他の資料は、返還しません。企画提案資料は、「三重県情報公開条例」に基づく情報公開請求の対象となります。
- (6) 個人情報保護法第176条、第180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則があるので留意してください。
- (7) その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の規定によるものとします。

13 担当部局、担当者等

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県 観光部 海外誘客課 担当 東、竹内
電 話 : 059-224-2847
ファクシミリ : 059-224-2801
Email : inbound@pref.mie.lg.jp